

岩手県告示第 398 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 5 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 340 号

（2）供用開始の区間 遠野市上郷町平倉 40 地割 23 番地先から 42 地割 16 番 3 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 20 年 5 月 16 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 20 年 5 月 16 日から同年 6 月 16 日まで

2（1）路線名 342 号

（2）供用開始の区間

ア 一関市巖美町字須川岳国有林 241 林班ろ小班地先内

イ 一関市巖美町字須川岳国有林 246 林班ほ 2 小班地先内

ウ 一関市巖美町字須川岳国有林 246 林班は 2 小班地先から 241 林班ろ小班地先まで

エ 一関市巖美町字須川岳国有林 240 林班い 2 小班地先からち小班地先まで

オ 一関市巖美町字須川岳国有林 240 林班は 1 小班地先内

カ 一関市巖美町字須川岳国有林 239 林班ほ 2 小班地先からに 1 小班地先まで

キ 一関市巖美町字須川岳国有林 239 林班と 1 小班地先内

ク 一関市巖美町字須川岳国有林 236 林班と 1 小班地先からへ 3 小班地先まで

（3）供用開始の期日 平成 20 年 5 月 16 日

（4）供用開始の区間を表示した図面の縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 5 月 16 日から同年 6 月 16 日まで